

地方公共団体における戦略的環境アセスメントについて

1. 地方公共団体におけるSEAの導入状況等

環境影響評価条例を有する都道府県・政令指定都市(62団体)に、環境影響評価法の改正を踏まえて、戦略的環境アセスメント制度(以下「SEA」という。)に関する導入・検討状況について調査した結果、平成22年12月時点で、条例又は要綱においてSEA導入済の地方公共団体が6団体(うち1団体は未施行)、導入を予定・検討中の地方公共団体が28団体、導入の可否を含めなんらかの検討を行っている地方公共団体が8団体であった。

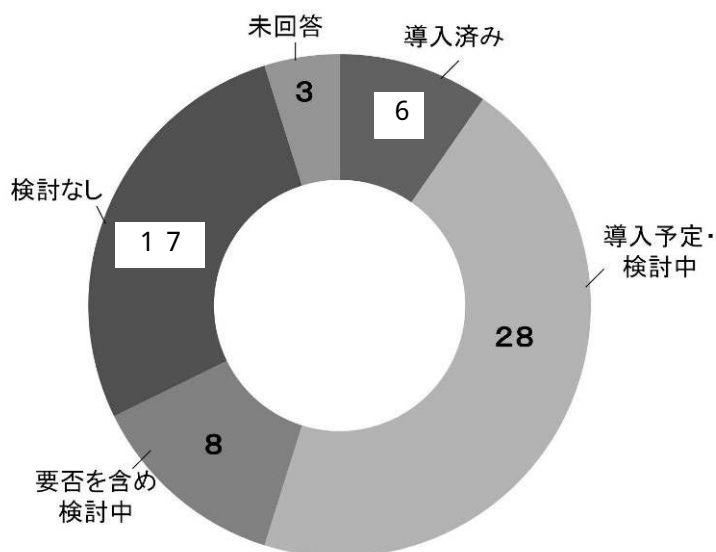


図1 地方公共団体におけるSEAの導入状況等(平成22年12月現在)

条例又は要綱においてSEAを規定している地方公共団体及びその実施実績は、以下のとおり。個別事例の概要については、別紙を参照。

表1 条例・要綱においてSEAを規定している地方公共団体及び実施実績

団体名	根拠	条例・要綱名	SEA制度 施行年月	実績 (平成23年6月末現在)
埼玉県	要綱	埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱	平成14年4月	5事例
千葉県	要綱	千葉県計画段階環境影響評価実施要綱	平成20年4月	なし
東京都	条例	東京都環境影響評価条例	平成15年1月	3事例
横浜市	条例	横浜市環境影響評価条例	平成23年8月	なし
京都市	要綱	京都市計画段階環境影響評価(戦略的環境アセスメント)要綱	平成16年10月	14事例
広島市	要綱	広島市多元的環境アセスメント実施要綱	平成16年4月	なし

2. 地方公共団体におけるSEAの実施方法

地方公共団体のSEAは、条例・要綱に基づく規定に沿って運用されているが、具体的な手続や調査・予測・評価の技術的な手法等については、技術指針等により示されており、SEA実施者はこの技術指針等に則って調査等を行っている。上記6団体における条例・要綱等の主な規定内容は以下のとおり。

(1) SEA段階における調査・予測・評価手法等

(複数案の設定)

- 6団体のすべてにおいて複数案の設定に関する規定があるが、1団体においては複数案の設定が必須とされていない。
- ゼロオプションの設定については、3団体において関連する規定がある。このうち、無条件にゼロオプションとの比較が望ましいとしているのは1団体のみであり、残りの2団体においては条件が付されている。
- 単一案の取扱いについては、4団体について規定が見られる。多くは複数案を設定することが困難な場合に単一案の設定を行うこととされているが、単一案とする場合に理由を明記することを規定しているのは2団体のみである。

表2 SEAに関する条例等における複数案の設定に関する規定の概要

	複数案の設定	ゼロオプションの設定
埼玉県	<p>【複数案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響の程度、環境配慮のあり方の比較検討に適切なもの ・複数案を設定する検討の過程を併せて整理 <p>【単一案の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数案の設定不可の場合、単一の案を設定 	<p>【規定】なし</p>
千葉県	<p>【複数案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の内容、環境影響を及ぼすおそれのある環境要素、それらの環境影響の程度、環境配慮の内容の比較検討可能なもの ・実現性があり、社会・経済面における考慮を行い設定されたもの ・環境保全上最良の案を含めることが望ましい ・複数案は3～5案程度が適当 <p>【単一案の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数案の作成が困難な場合、単一案を作成 ・検討過程を含め複数案を作成できなかった理由を明らかにする。 	<p>【規定】あり</p> <p>【ゼロオプションの設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の施策の組み合わせ等により事業目的を達成可能なときや、将来の環境状態と比較する必要があるときは、複数案に含める。
東京都	<p>【複数案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施による環境影響の回避等が図られ、社会的・経済的要素を踏まえ採用可能なもの ・案を策定する場合には、地球環境保全の見地から必要な事項について可能な限り配慮 <p>【単一案の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別計画について複数案の策定が困難な場合は、複数の対象計画案を策定できない理由を記載した書面を提出した上で、事業段階環境影響評価を実施。 ・広域複合開発計画について複数の対象計画の案が策定できない合理的な理由がある場合には、単一の案により計画段階環境影響評価を実施することができる。その場合、施設の計画概要、道路、公園等公共公益施設の配置についても、記載するように努める。 	<p>【規定】なし</p>
横浜市	<p>【複数案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各複数案で配慮書を作成。部分的な複数案がある場合は比較表形式で配慮書を作成可能。 <p>【単一案の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数案は必須ではない。 	<p>【規定】なし</p>
京都市	<p>【複数案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画特性、事業特性を考慮して設定。 ・部分的な複数案も可。 ・必要に応じて、技術的に可能な範囲で極端な案の追加を検討。 ・環境上望ましい最良案を複数案として盛り込むことが望ましい。 ・複数案は3～5案程度が適当 <p>【単一案の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規定なし 	<p>【規定】あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゼロオプションの設定が望ましい。
広島市	<p>【複数案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画全体ではなく環境への重大な影響を与える行為(要素)について比較検討を行うことも可 ・社会・経済面等を考慮、実行可能な複数案の範囲を明らかにし、環境上最も望ましい案を含んだ複数案を検討する必要がある。 <p>【単一案の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規定なし 	<p>【規定】あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画等の必要性、実施による環境面での改善効果の説明が必要な場合は、ゼロオプションを含む複数案の比較検討を行うことが有効

(評価の対象及び項目の選定)

- SEA の評価の対象範囲については、工作物の存在又は供用段階と工事中の両方を対象としている団体と、工作物の存在又は供用段階を基本とし、必要に応じて工事中の影響もみるとしている団体がある。
- 評価項目としては、環境に影響を及ぼすおそれのある項目や複数案間の影響の程度が異なる可能性がある項目を選定している団体が多い。また、評価対象要素に社会経済面を含めている団体や、地域や事業の特性を勘案して参考項目以外の項目についても選定することを明記している団体もある。

表3 SEAに関する条例等における評価項目等に関する規定の概要

	評価の対象	評価項目の選定方法
埼玉県	<p>【対象範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・存在・供用、場合によっては工事中 <p>【対象要素】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境面、社会経済面 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数案間の環境影響の有無・程度が異なる可能性がある項目を選定することを基本。 ・環境影響の回避・低減の検討が可能な項目を選定。 ・必要に応じて、対象計画等の実施による環境の改善効果に係る項目についても選定。
千葉県	<p>【対象範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・存在・供用、場合によっては工事中 <p>【対象要素】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境面、社会経済面 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数案間で環境に重大な影響を及ぼすおそれのある項目を選定。 ・必要がある場合には、参考項目以外の項目も選定。 ・項目は、複数案の比較評価が適切に行えるものとなるよう配慮する。
東京都	<p>【対象範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・存在・供用、場合によっては工事中 <p>【対象要素】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境面(広域複合開発計画の場合は社会経済面を含む。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象計画の実施により環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響評価の項目を選定。
横浜市	<p>【対象範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 存在・供用、工事中 <p>【対象要素】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境面 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業特性と地域特性を踏まえて、事業別に示す配慮事項の中から選定。その項目以外にも配慮を行う場合は、項目を追加。
京都市	<p>【対象範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・存在・供用、工事中 <p>【対象要素】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境面、社会経済面 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画特性・地域特性を考慮して、対象計画の実施により影響を受けると考えられる環境要素を抽出、理由を明らかにする。 ・複数案間で影響の程度が異なると考えられる環境要素を抽出するよう配慮。
広島市	<p>【対象範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・存在・供用、工事中 <p>【対象要素】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境面、社会経済面 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な調査・予測・評価の項目を設定。 ・対象とする計画の策定段階で明らかとなっている予測条件を踏まえて、複数案の影響が比較可能な項目について行うことが基本。

(調査の手法)

- 6 団体すべてにおいて基本的に既存資料の収集により行うこととされており、必要に応じて有識者等への聴き取り調査や現地調査（現地踏査）を実施することとされている。

表 4 SEA に関する条例等における調査手法に関する規定の概要

	調査の手法
埼玉県	・既存資料の収集・解析が基本。 ・必要に応じて専門家等への聴き取り調査、現地踏査。
千葉県	・既存資料の収集が原則。 ・必要に応じて専門家等への聴き取り調査を実施。 ・情報に不確実性があり内容が不十分な場合は、必要に応じて現地調査を実施。
東京都	・既存資料の収集が基本。 ・必要に応じて専門家等への聴き取り調査を実施。 ・地域特性を踏まえ、広域的な現況把握が望ましい場合には現地調査を実施。
横浜市	・最新の既存資料の収集整理が原則。 ・既存資料を補足する必要がある場合は、専門家等へのヒアリングや目視による調査を実施。
京都市	・既存資料の収集が原則。 ・十分な情報が得られない場合は、必要に応じて現地踏査やヒアリング等の現地調査を実施。
広島市	・効果的・効率的な手法を採用。 ・既存資料調査が基本。 ・必要に応じて有識者など知見を有する者へのヒアリングや現地調査を実施。

(予測の手法)

- 5 団体において、定量的に把握することができる方法を基本とすることが規定されていたが、困難な場合には定性的な手法を用いることとされている。

表 5 SEA に関する条例等における予測手法に関する規定の概要

	予測の手法
埼玉県	・理論に基づく計算、事例の引用又は解析、保全対象等と計画案の重ね合わせによる推定等 ・定量的に把握できる手法を基本とし、困難な場合は定性的な手法を用いる。
千葉県	・理論に基づく計算、事例の引用又は解析等により定量的に把握する方法が基本。 ・困難な場合は定性的手法を用いる。
東京都	・できる限り定量的に把握。困難な場合は定性的に予測。
横浜市	・記載なし
京都市	・定量的に把握する方法を基本とし、既存資料が存在しない場合等は定性的な手法で可。
広島市	・理論に基づく計算、事例の引用又は解析、保全対象と計画案の重ね合わせによる推定等。 ・可能な限り定量的な把握が望まれるが、困難な場合は、定性的に把握する。

(評価手法)

- 3 団体において、評価手法は選定項目等ごとに比較可能な手法とすることとされている。
- 手法選定に際し、環境影響の回避等の効果や、環境の改善効果について評価を行うこととされているものや、国等で計画的な目標が設定されている場合は、必要に応じて貢献度や達成度について明確にすることとされているものがある。
- 評価に際しては、項目ごとに各複数案について比較検討を行った上で、環境配慮の方向性について検討・記述を行うとしている団体がほとんどである。また、複数案間における長所、短所の明確化を明記している団体や、社会経済面も含めて評価を行うことができるとしている団体がみられた。

表6 SEAに関する条例等における評価手法等に関する規定の概要

	評価の手法	評価結果の取りまとめ等
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ・選定項目別又は環境要素別に比較できる手法とすること。困難な場合は、環境配慮に係る課題を抽出・整理することで環境面の評価とできる。 ・環境保全・創造の観点から評価できる手法とすること。 ・計画的な目標値が設定されている場合は、必要に応じてその目標への貢献度・達成度を明らかにする手法とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長所・短所等の明確化を基本とし、複数案同士の環境影響全体を把握できるよう整理。 ・関連する社会経済面の推計結果を考慮しつつ、必要な環境配慮の方向性を複数案ごとに記述。
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・選定項目ごとに比較できる手法。 ・国等の施策により目標等が示されている場合には、必要に応じ、当該目標等への貢献度・達成度を明らかにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・選定項目ごとに環境影響の程度、環境保全上の配慮事項等を整理、比較検討。必要な環境配慮の方向性を明示。 ・特に留意すべき環境影響の内容を明示。社会・経済面も含めて評価可能。
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・評価指標等を用いて評価。必要に応じて複数の指標を用いる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施により著しい環境影響を及ぼすおそれがあると判断した場合には、必要な環境保全措置を検討。その結果に基づき再度予測・評価を実施。 ・事業の必要性、地球環境保全の見地から必要な配慮事項、環境に及ぼす評価の結論、複数案の比較結果などを記載。
横浜市	<ul style="list-style-type: none"> ・選定項目等に基づき、環境影響の配慮すべき内容を検討・整理。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
京都市	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的・効果的である場合は定量的評価、定量的評価の根拠が不明確な場合等は定性的手法が望ましい。 ・環境影響の回避及び低減の観点、及び環境の現状からの改善効果について評価を行う。 ・計画的な目標値が設定されている場合は、目標への貢献度や達成度を明らかにする。 ・科学的根拠や引用事例の出典等を明記する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各案の長所・短所の他、環境配慮内容を整理し、明示。 ・市民に親しみやすい表現で示す。
広島市	<ul style="list-style-type: none"> ・評価項目ごとに、複数案の比較を行う。 ・評価項目ごとに、各案の長所・短所、留意事項等を整理する。 ・特に重視すべき評価項目を抽出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境面と経済社会面を関連づけ、総合評価を一覧表形式で示し、各案の特徴を明確にしたうえで、各案の配慮の方向性について相対評価して示す。

(その他)

SEA の適用段階

- ・ 6 団体すべてにおいて、対象計画の検討段階において SEA を適用することとされている。環境影響の回避等を図る上で最も適切な時期としている団体もある。

SEA 結果の活用

- ・ 6 団体すべてにおいて SEA の結果や首長意見等を踏まえて、対象計画策定や SEA 以降の環境影響評価手続に活用・反映することとされている。

表 7 SEA に関する条例等における適用段階等に関する規定の概要

	適用の段階	ティアリングの考え方
埼玉県	・対象計画等の原案において位置、用地形状・施設整備又は土地利用の計画等が検討でき、環境影響の回避・低減を図る上で最も適切な段階	・SEA 結果及び知事意見等を考慮し、環境影響の回避・低減と環境の創造に努める。 ・対象計画策定への SEA の反映結果を環境影響評価調査計画書に記載する。
千葉県	・対象事業計画の立案段階において、環境への影響の評価が可能となった段階	・事業計画の策定時に知事意見等を尊重し、環境保全に配慮する。 ・SEA の結果、選定しようとする複数案を修正して又は二つの複数案の融合等により対象事業計画を策定することができるが、諸元の変更により SEA の調査・予測・評価の範囲を超える場合は、計画段階環境影響評価の手続を経る。
東京都	・個別計画であれば、実施場所、規模、施設の構造及び配置を定める計画の策定段階 ・広域複合開発計画であれば、対象地域、規模、計画人口、用途別土地利用計画を定める計画の策定段階	・SEA の結果を可能な範囲で適切に活用する。 ・SEA 手続を経た事業については、手続の経過、対象計画の案選定の理由、環境配慮書審査意見書に基づき検討した内容等を記述する。
横浜市	・事業計画の見直しが可能な段階	・配慮書段階の市民からの環境情報提供書や市長意見書の内容を十分考慮し、結果を方法書に記載する。
京都市	対象計画の立案段階で、環境影響評価が可能となった段階(対象計画の基本的事項の確定、関係機関との事前協議、又は予算上の措置のいずれかに該当する時期の前)	・SEA 報告書の記載内容を踏まえた対象計画を策定する。 ・対象計画を決定し、公表するときは、SEA 報告書の配慮事項を明らかにするよう努める。
広島市	・環境に影響を及ぼすおそれ大きい計画等について、十分に変更の余地がある段階	・報告書の内容、意見書の意見及び報告書への市長意見に配慮して、計画の策定に努める。 ・対象計画の策定時は、意見等に基づき環境配慮の内容を記載した書面を作成し、市長に提出する。

(2) S E A 段階における意見聴取等

(意見聴取の対象)

- 6 団体のうち 5 団体では、地域的制限なく意見提出を行うことができると規定されており、このうち 1 団体では当該団体の住民と規定されている。

表 8 SEA に関する条例等における意見聴取の対象に関する規定の概要

	意見聴取の対象
埼玉県	環境保全と創造の見地からの意見を有する者
千葉県	環境保全の見地からの意見を有する者
東京都	都民
横浜市	(計画段階配慮書について環境保全に関する情報を有する者)
京都市	環境配慮の観点からの意見を有する者
広島市	環境保全と創造の見地からの意見を有する者

配慮書について環境の保全に関する情報を有する者は、環境情報を記載した書面を提出することができる」と規定されており、意見提出の手續に関する規定はない。

(周知方法)

- 周知のための手段として、インターネットの活用や説明会の開催が規定されている。このほかにも、パンフレットや概要の作成・配布、広報誌への掲載など、様々な方法による周知が規定されている。

表9 SEAに関する条例等における周知方法に関する規定の概要

	周知方法
埼玉県	次の方法のうち、複数の方法を選択する。 <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット又は概要版の作成 ・県のホームページへの掲載 ・報道機関(テレビ、ラジオ等を含む。)への発表 ・県又は関係市町村の広報紙への掲載 ・説明会の開催 ・シンポジウム、ワークショップの開催 ・説明ブースの設置 ・その他知事が適切と認める方法
千葉県	次の方法のうち一以上の方法により行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット又は検討書の概要書の作成・配布 ・検討書又はその概要の県のホームページへの掲載 ・検討書の概要の県又は関係市町村の広報紙への掲載 ・説明会の開催 ・その他県民への周知の方法として適切と認められる方法
東京都	説明会の開催 環境配慮書の要旨を記載した書類の配布 その他の必要な措置
横浜市	(・市による周知(インターネットその他の方法))
京都市	説明会の開催 その他必要な措置(インターネットの利用、市の広報紙への掲載、印刷物の配布等)
広島市	・説明会の開催、広報誌での情報提供、関連施設での掲示等手法を適切に組み合わせて実施。 ・市による公告・縦覧、公聴会の開催(要望が出された場合)

(意見聴取の実施時期等)

- ・ 住民等からの意見聴取期間は、公告・縦覧の期間と併せて1か月としている団体が2団体、45日としている団体が3団体である。
- ・ SEA の手続において、住民等からの意見聴取を配慮書の検討段階及び報告書の段階と2回設けている団体が2団体である。そのほかの団体については、SEA 手続中に1回意見聴取を行うこととされている(配慮書案段階1団体、配慮書作成後2団体)。

表 10 SEA に関する条例等における意見聴取の実施時期等に関する規定の概要

	意見聴取の実施時期及び期間
埼玉県	・戦略的環境影響評価計画書に対する意見書の提出(1月間) ・戦略的環境影響評価報告書に関する意見書の提出(1月間)
千葉県	・計画段階環境配慮検討書に対する意見書の提出(45日間)
東京都	・環境配慮書に対する意見書の提出(45日間)
横浜市	(・計画段階配慮書に対する市民からの環境情報提供書の提出(15日間))
京都市	・環境配慮報告書案に対する意見書提出(1月間)
広島市	・多元的環境アセスメント計画書に対する意見書の提出(45日間) ・多元的環境アセスメント報告書に対する意見書の提出(45日間)

事例1 所沢市北秋津地区土地区画整理事業

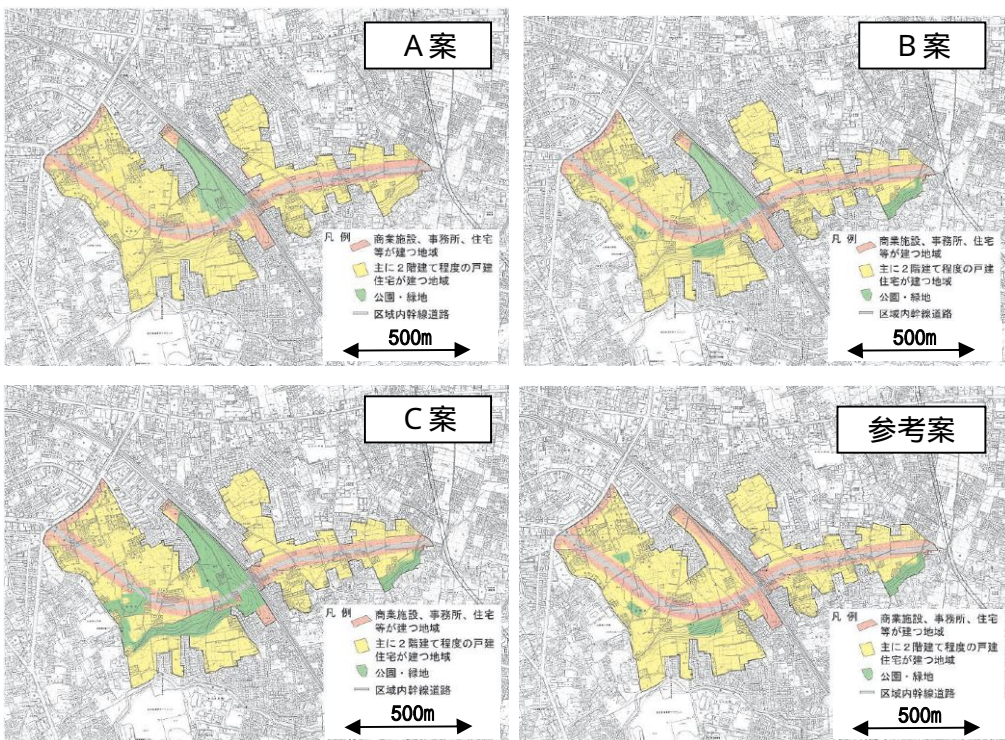
1. 事業の概要

- 対象計画 : 所沢市北秋津地区土地区画整理事業
- 種類 : 土地区画整理事業
- 計画策定者 : 所沢市長
- 計画規模等 : 50.6ha
- 実施根拠 : 埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱

2. 複数案の設定

緑地と住宅地の割合の異なる3つの複数案と、参考案として土地区画整理法に則った一般的な土地区画整理事業を立案。

案	説明	面積 (ha)				
		住宅地	道路	公園緑地	調整池	その他
A	重要な動植物の生息・生育のための緑地に限定して保全。できるだけ多くの住宅地を生み出す計画	36.3	9.5	3.6	0.9	0.3
B	A案の緑地に加え公園を配置し、住宅地と緑地のバランスを考慮した計画	34.5	9.5	5.4	0.9	0.3
C	連続性のある樹林を保全することでB案より多くの公園・緑地を確保することを重視しつつ住宅地を供給する計画	31.4	8.9	9.1	0.9	0.3
参考案	土地区画整理法に則った一般的な土地区画整理事業（公園の面積を地区面積の3%以上とする）	37.5	10.1	1.8	0.9	0.3



【凡例】

- 商業施設、事務所、住宅等が建つ地域
- 主に2階建て程度の戸建住宅が建つ地域
- 公園・緑地
- 区域内幹線道路

3．評価項目

〔環境面の評価項目〕

評価項目		調査方法	予測方法
物質循環（廃棄物）		既存資料	定量的
地球環境（温室効果ガス）		既存資料	定量的
大気環境（大気質・騒音・振動）		既存資料	定量的
水環境（水循環）		既存資料	定量的
自然環境	動物種	現地踏査・ヒアリング	定量的
	植物群落	現地踏査・ヒアリング	定量的
	動植物の生息・生育基盤	現地踏査・ヒアリング	定量的
人と自然とのふれあい	景観	現地踏査・ヒアリング	定性的
	自然とのふれあい活動の場	現地踏査・ヒアリング	定性的

〔社会経済面の評価項目〕

事業費、経済効果、社会的効果（渋滞の緩和、地域分断、防災性等）を考慮

4．評価結果

評価では、各項目について定性的又は定量的に予測をした上で、下記のとおり各案の評価、長所・短所をまとめ、総括を記載。

	A 案	B 案	C 案	参考案
1．社会経済面の項目				
1-1 事業費				
合計事業費			×	（基準）
2．環境面の項目				
廃棄物				（基準）
温室効果ガス				（基準）
水循環				（基準）
大気質				（基準）
3．評価				
3-1 環境面の長所・短所	<p>A 案は、参考案と比較した場合、廃棄物、温室効果ガス、自然とのふれあい活動の場の項目について優れているが、景観についての評価は劣る。</p> <p>B 案は、参考案と比較した場合、温室効果ガス及び自然とのふれあい活動の場の項目におい</p>			
3-3 環境配慮の方向性のまとめ	<p>複数原案による環境影響には質的差がないため、いずれの複数原案においても同様の環境配慮の検討を要する。</p>			

注) 記号は、参考案との比較で、○：特に優れている、△：優れている、□：劣るか変わらない、×：大きく劣る を示す。

5 . 一般等の関与

一般の関与

計画書段階；

時期等：平成 15 年 7 月 22 日～ 8 月 22 日

周知方法：ウェブサイトへの掲載（埼玉県及び所沢市ホームページ）、公共施設での閲覧

意見聴取方法：縦覧期間中にハガキ、封書、FAX、電子メールで提出。（11 件）

報告書段階；

時期等：平成 15 年 12 月 12 日～平成 16 年 1 月 13 日

周知方法：ウェブサイトへの掲載（埼玉県及び所沢市ホームページ）、公共施設での閲覧

意見聴取方法：縦覧期間中にハガキ、封書、FAX、電子メールで提出。（44 件）

説明会の開催：縦覧期間中に 1 回

関係地方公共団体の関与

埼玉県環境影響評価技術審議会に諮問し、答申を得ている。

・ 諮問：平成 15 年 12 月 15 日

・ 答申：平成 16 年 4 月 15 日

出典：所沢市北秋津地区土地区画整理事業に係る戦略的環境影響評価報告書

(http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/jutaku/kukakuseiri/kannkyouhyouka_houkokusho/index.html)

事例 2 彩の国資源循環工場第 期事業基本構想

1 . 事業の概要

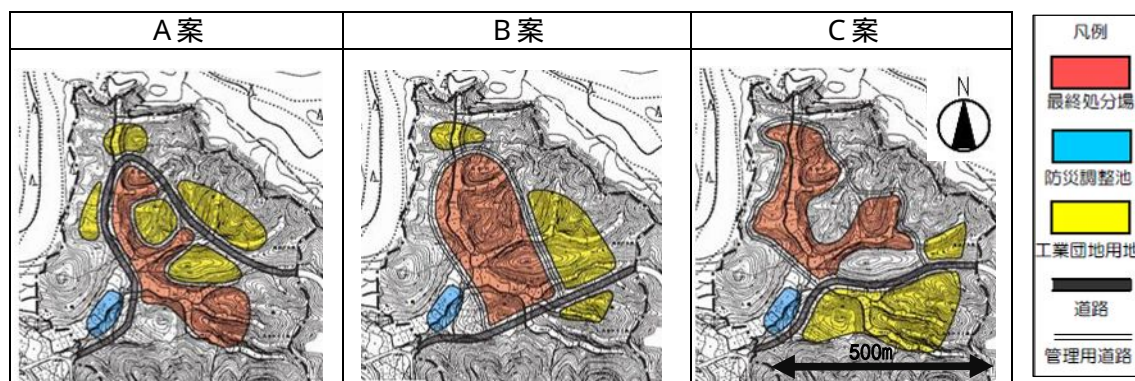
対象計画 : 工業団地、最終処分場等を含む資源循環工場の基本構想
 種類 : 廃棄物処理施設
 計画策定者 : 埼玉県知事
 計画規模等 : 40.4ha
 実施根拠 : 埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱

2 . 複数案の設定

計画地内の土地利用計画の異なる複数案を立案している。

ゼロ案に関しては、埼玉県内の廃棄物発生量の将来予測（「埼玉県資源循環戦略 21」における過年度の推移と平成 22 年度の将来予測）及び最終処分の県外依存の傾向についてまとめているが、複数案との比較検討には加えていない。

案	面積 (ha)	最終 処分場	工業 団地	道路	防災 調整池	盛土 法面	切土 法面	緑地
A	工業団地用地を北側に分散配置し、土地の形状を活かし最終処分場を敷地南側に配置	7.1	7.4	2.0	0.7	0.6	1.1	1.2
B	最終処分場を敷地中央に配置し、工業団地用地は地形を活かして配置	7.9	7.0	2.1	0.7	0.7	1.4	2.6
C	土地の形状を活かしながら、最終処分場を敷地北側に、工業団地用地を一体的に配置	7.8	7.0	1.3	0.7	1.1	1.1	3.1



3 . 評価項目

〔環境面の評価項目〕

評価項目		調査方法	予測方法
物質循環	廃棄物、残土	対象計画	定量的
大気環境	大気質（二酸化窒素又は窒素酸化物、浮遊粒子状物質、炭化水素）騒音、振動	既存資料	定量的
水環境	水象（河川等の流量、流速及び水位、地下水の水位及び水脈）	対象計画及び既存資料	定量的
土壌・地盤環境	地盤（土壌に係る有害項目）、地象（土地の安定性、地形及び地質）	対象計画及び既存資料	定量的
自然環境	動物種（保全すべき種）	原則既存資料、必要に応じて現地踏査及びヒアリング	定量的
	植物（保全すべき種、植生及び保全すべき群落）		
	動植物の生息・生育基盤		
人と自然とのふれあい	景観（眺望景観）	既存資料及び現地踏査	定量的
	自然とのふれあい活動の場	既存資料及び現地踏査	定性的

〔社会経済面の評価項目〕

事業費、事業の効果、社会的効果（雇用の拡大、渋滞防止等）を考慮

4 . 評価結果

評価では、各項目について定性的又は定量的に予測をした上で、下記のとおり各案の評価、長所・短所をまとめ、総括を記載。

	A案	B案	C案
1 社会経済面の項目			
経済波及効果			
雇用創出効果（造成・建設工事）			
〃（最終処分場運営・管理）			
2 環境面の項目			
動物			
植物			
動植物の生息・生育基盤			
景観			
自然とのふれあいの場			
: 他の案に比べて優れている : 他の案と同じまたはほとんど差がない : 他の案と比べて劣っている			
3 . 評価			
3-1 各複数原案の長所・短所			
A案は、他の案と比較した場合、廃棄物、流域面積の変化、土地の安定性の項目について優れているが、事業採算性、公共最終処分場の県内確保、最終処分場運営・管理時の雇用創出効果の評価は劣る。動物、植物の総合評価ではB案、C案と同等と評価するが、動植物の生息・生育基盤においてはB案、C案よりも優れていると考える。			
3-2 環境面と社会経済面の背反する関係			
環境面における「廃棄物発生量（造成等の工事により発生する伐採樹木量）」、「流域面積の変化（造成地・施設の存在による深沢川の流域面積）」、「土地の安定性（造成地の存在により出現する法面積）」と社会経済面における「事業採算性」、「公共最終処分場の県内確保容量」、「雇用促進効果」は背反する関係にあると考える。			

5 . 一般等の関与

一般の関与

計画書段階；

時期等：平成 16 年 8 月 24 日～ 9 月 24 日

周知方法：ウェブサイトへの掲載（埼玉県ホームページ）、公共施設での閲覧

意見聴取方法：縦覧期間中に郵送、FAX、電子メール、持参等で提出。（50 件）

報告書段階；

時期等：平成 17 年 1 月 14 日～ 2 月 14 日

周知方法：ウェブサイトへの掲載（埼玉県及ホームページ）、広報誌による周知、公共施設での閲覧

意見聴取方法：縦覧期間中に郵送、FAX、電子メール、持参等で提出。（23 件）

説明会の開催：縦覧期間中に 1 回

関係地方公共団体の関与

埼玉県環境影響評価技術審議会に諮問し、答申を得ている。

・ 諮問：平成 17 年 1 月 13 日

・ 答申：平成 17 年 5 月 24 日

出典：彩の国資源循環工場第 1 期事業基本構想に係る戦略的環境影響評価報告書

(http://saitamaasesu.web.fc2.com/2_jirei/S003/report/S003_table2.html)